

令和6年度 固定資産税

償却資産申告の手引



申告期限：令和6年1月31日(水)

申告書提出先：西脇市総務部税務課 賦課担当(市役所1階 109番窓口)
問合せ先：〒677-8511 西脇市下戸田 128番地の1
TEL 0795(22)3111(内線 1096、1097)
FAX 0795(22)1014

*「償却資産申告書」及び「償却資産明細書」の様式は、西脇市のホームページ
(<https://www.city.nishiwaki.lg.jp>)からダウンロードできます。

ホーム⇒(目的別で探す・よく利用いただく情報から探す)「税金」⇒(固定資産税・都市計画税)
「償却資産の申告」⇒(申告書の作成)「償却資産申告書」及び「償却資産明細書」

西脇市総務部税務課

《目 次》

1 償却資産の申告について.....	1
2 償却資産とは.....	2
3 申告の対象となる償却資産.....	3
4 申告の対象とならない償却資産.....	4
5 償却資産の種類と主な事例.....	5
6 建築設備の家屋と償却資産との区分.....	7
7 テナント事業者等が取り付けた家屋の附帯設備の課税.....	8
8 申告漏れの多い償却資産.....	8
9 非課税・減免・課税標準の特例について.....	9
10 わがまち特例.....	9
11 中小事業者等が取得した先端設備等に係る特例.....	10
12 償却資産の評価と課税のしくみ.....	13
13 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載と本人確認について.....	14
○ 記入例(償却資産申告書、償却資産明細書)	

1 償却資産の申告について

(1) 償却資産の申告について

固定資産税の課税対象となる償却資産の所有者には、毎年1月1日現在で西脇市内に所有されている償却資産について、1月31日(1月31日が休日の場合はその翌日)までに申告していただく必要があります(地方税法第 383条)。

提出書類	・「償却資産申告書」 ・「償却資産明細書」 <u>※資産の内容が前年と変わらない場合においても、その旨をご記入の上、提出をお願いします。</u>
申告期限	令和6年1月31日(水)
提出先	西脇市総務部税務課賦課担当 (市役所1階 109番窓口)

(2) 不申告又は虚偽の申告、過年度への遡及

正当な理由がなく申告をされない場合や、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385条及び西脇市税条例第75条の規定に基づき、罰金・過料を科されます。

この場合、地方税法第 368条の規定に基づき、不足税額に延滞金を加算して徴収することになりますので、期限までに正しく申告していただきますようお願いします。

また、申告漏れ等の場合は、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡って課税をすることとなります。この場合、遡る年数は地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、5年を限度とします。

(3) 申告後に資産内容の変更が判明した場合

固定資産税における償却資産の申告は、所得税や法人税の申告とは時期が異なることから、償却資産の申告時に把握できなかった資産を申告されない場合や、翌年度にまとめて申告される場合等があります。申告がお済みになられた後に、新たに申告が必要な償却資産の存在が判明した場合等、申告内容に変更があった場合は、早めの修正申告をお願いします。

また、償却資産の申告内容等の調査のため、地方税法第 354条の2の規定に基づき、所得税や法人税に関する書類の閲覧を行う場合があります。この閲覧により、償却資産の申告漏れ等が判明した場合は、修正申告をお願いすることがあります。

* 電子申告(エルタックス)により償却資産の申告ができます。

利用手続などの詳細については、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

2 償却資産とは

法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業を営むために所有している構築物・機械・工具・器具・備品等を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権のような無形固定資産や、自動車税・軽自動車税の課税対象となっている車両は、課税の対象とはなりません。

なお、ここでいう「事業」とは、必ずしも営利又は収益を得ることが目的である必要はありません。したがって、公益法人の行う活動や、農業なども「事業」に該当します。

また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設(社宅、宿舎、寮等)の器具や備品、構築物等も償却資産として課税の対象となります。

<参考> 国税との取扱いの比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価(償却)の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15 に定められた減価率を用い る) ※法人税法等の旧定率法で 用いる減価率と同率	【H19. 3. 31以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制 (建物については旧定額法) 【H19. 4. 1～H28. 3. 31取得】 定率法、定額法の選択制 (建物については定額法) 【H28. 4. 1以後取得】 定率法、定額法の選択制 (建物及び構築物・建物附属設備 については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認めていない	認めている
増加償却 (所得税、法人税)	認めている	認めている
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価額の5%まで	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良 費を区分して評価する)	【H19. 3. 31以前取得】 合算評価 【H19. 4. 1以降取得】 原則区分評価(一部合算評価)

3 申告の対象となる償却資産

土地及び家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定により損金又は必要経費に算入される償却資産について課税されます。

具体的な償却資産の例については、5・6ページを参照してください。

なお、次のような資産についても課税対象となります。

- (1) 遊休資産(稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- (2) 未稼動資産(既に完成しているが、まだ稼動していない資産)
- (3) 移動性又は可動性の償却資産(主な定置場所において課税)
- (4) 所有権留保付売買によって購入した資産(買主に課税)
- (5) 他の事業所に貸し付けている資産(いわゆるリース資産)
 - ア 所有権移転外ファイナンス・リースなど(貸主に課税)
 - イ 売買にあたるようなリース資産(借主に課税)
- (6) 資産の価値を増加させるためにした修理、改良などの費用
- (7) テナント(貸店舗等の借借人)が自費で施工した内装や建築設備
- (8) 中小企業者の少額資産の特例により損金算入した30万円未満の資産

4 申告の対象とならない償却資産

- (1) 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる車両
- (2) 使用可能期間1年未満の資産
- (3) 商品、貯蔵品
- (4) 無形減価償却資産(ソフトウェア(平成12年4月1日以降取得分)、漁業権、特許権等)
- (5) 生物(鑑賞用・興行用のものは申告対象)、立木、果樹
- (6) 書画骨董(複製等は除く)

※ 平成27年1月1日以降、有する美術品等については、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価額が1点 100万円未満であるものは償却資産として課税対象となります。

- (7) リースを受けている資産(無償譲渡される資産や割賦販売で購入される資産は申告対象)
- (8) 繰延資産(創業費、開業費など)

<参考> 償却方法と取得価額による課税対象の一覧

次に挙げるように、税務会計上の償却方法の取扱いと取得価額によっては、申告の対象とならない資産があります。(地方税法第 341条第4号及び地方税法施行令第49条)

○取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの(個別に減価償却しているものについては申告の対象となります。)

○取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括して均等償却したもの

○平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの

30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか)			個別に 減価償却 している もの
20万円未満	法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定する リース資産 (20万円未満)	3年で一括償却した資産 (法人税法施行令第 133条の2第1項、所得税法施行令第 139条第1項)		
10万円未満		一時に損金算入した資産 (10万円未満) (法人税法施行令第 133条第1項、所得税法施行令第 138条第1項)		

: 申告の対象となる資産 : 申告の対象とならない資産

ただし、上記「申告の対象とならない資産」について、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

5 償却資産の種類と主な事例

資産の種類		償却資産の内容
1	構築物	舗装路面(アスファルト、コンクリート)、フェンス、門、塀、側溝、花壇・緑化施設等共同住宅の外構工事、屋外排水溝、庭園、屋上等の広告塔、独立キャノピー、街路灯等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水・ガス引き込み設備、そで看板、可動間仕切り、中央監視装置、独立した浄化槽・貯水槽等、賃借人(テナント)等が取り付けした内装・内部造作及び建築設備等
2	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、土木建設機械、モーター、ポンプ、発電設備(太陽光発電等)、その他各種産業用機械及び装置等
3	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、漁船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両)、フォークリフト、台車、構内運搬車等
6	工具、器具及び備品	測定・検査・取付工具、ロッカー、キャビネット、金庫、コピー機、レジスター、パソコン、陳列ケース、テレビ、エアコン、応接セット、冷蔵庫、理美容機器、貸衣装、きのこ栽培用原木、観賞用・興行用の生物等

業種	主な償却資産の内容(耐用年数)
共通	舗装路面(10又は15年)、看板(10年)、受変電設備(15年)、タイムレコーダー(5年)、応接セット(8年)、ロッカー(15年)、キャビネット(15年)、金庫(20年)、コピー機(5年)、エアコン(6年)、パソコン(4年)、レジスター(5年)等
飲食業	食卓(5年)、椅子(5年)、厨房用品(5年)、カラオケ機器(5年)、冷蔵庫(6年)、カウンター(5年)等
理・美容業	理・美容椅子(5年)、消毒殺菌器(5年)、タオル蒸器(5年)、パーマ器(5年)、サインポール(3年)、湯沸かし器(6年)等
クリーニング業	洗濯機(13年)、脱水機(13年)、ドライ機(13年)、プレス機(13年)、給排水設備(15年)等
小売業	冷蔵ストッカー(4年)、陳列ケース(6又は8年)、冷蔵庫(6年)、自動販売機(5年)等

食肉鮮魚販売業	冷凍機(9年)、肉切断機(9年)、挽肉機(9年)、冷蔵庫(6年)、陳列ケース(6又は8年)、電子秤(5年)等
建設業	ポータブル発電機(10年)、ブルドーザー(6年)、パワーショベル(6年)、コンクリートカッター(6年)、測量機器(15年)等
自動車修理業	旋盤(15年)、プレス機(15年)、圧縮機(15年)、測定工具(5年)、検査工具(5年)等
繊維製品製造業	紡績設備、ねん糸業用又は糸製造業設備、織物設備、染色整理又は仕上設備、整経又はサイジング業用設備、縫製品製造設備、その他の繊維製品製造設備、(* 全て7年)等
金属加工業	旋盤(10年)、ボール盤(10年)、フライス盤(10年)、プレス機(10年)、圧縮機(10年)、測定・検査工具(5年)、フォークリフト(4年)等
開業医	レントゲン機器(6年)、調剤機器(6年)、ファイバースコープ(6年)、消毒殺菌用機器(4年)、手術機器(5年)等
不動産貸付業	中央監視制御装置(18年)、門・塀(金属造10年、コンクリート造15年)、フェンス(10年)、側溝(15年)、花壇・緑化施設(20年)等の共同住宅の外構工事、広告塔(金属製20年)等
テナント事業	賃借人等が取り付けた内装・内部造作(10年)等
農業	農機具(全て7年)、構築物に該当するビニールハウス(金属造14年、木造5年、その他8年)、構築物に該当しないビニールハウス(金属造10年、その他5年)、きのこ栽培用原木(3年)等
その他の事業	貸衣装(2年)、太陽光発電設備(17年)等

※ 下線があるものは平成20年度税制改正で耐用年数が改正された資産です。

<参考>中古資産の耐用年数

(1) 耐用年数の原則的な見積法

中古資産の残存耐用年数は、原則として、その中古資産を事業の用に供したとき以後の使用可能年数を見積もって算定します。

(2) 簡便法による見積方法

・法定耐用年数の全部を経過したもの

$$\text{法定耐用年数} \times 20 / 100 = \text{見積耐用年数}$$

・法定耐用年数の一部を経過したもの

$$\{\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}\} + \{\text{経過年数} \times 20 / 100\} = \text{見積耐用年数}$$

※ 上記の年数は暦に従って計算し、1年未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
 なお、計算の結果、その年数が2年に満たない場合は、耐用年数は2年とします。

6 建築設備の家屋と償却資産との区分

家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価します。一方で、それ以外の建築設備（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産となり、申告の対象となります。

ただし、家屋として評価する建築設備であっても、テナント事業者等が取り付けした家屋の附帯設備は、償却資産としてテナント事業者等が申告をする必要があります。（8ページの「7 テナント事業者等が取り付けした家屋の附帯設備の課税」を参照してください。）

建築設備(附帯設備)の家屋と償却資産の区分

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備(配線含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
中央監視制御装置	制御装置(配線含む)	
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
インターホン設備		インターホン設備一式
電気時計設備	親時計、子時計、配電盤等の装置・器具類	配線、配管
火災報知装置	屋外の装置(配線含む)	屋内の装置(配線含む)
ガス設備 給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配線含む)、屋外設備	左記以外の設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
避雷・換気・衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー(取り外しが可能なもの)	家屋と一体となっている設備
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器、避難器具	消火栓設備、スプリンクラー
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
厨房設備 洗濯設備	接客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
その他の設備	冷凍倉庫における冷凍装置、ろ過装置、LAN設備、広告塔、簡易間仕切り・衝立(床から天井まで達しない程度のもの)、集合郵便受など	
外構工事	舗装、植栽、門扉、簡易ゴミ置き場等の工事一式	

7 テナント事業者等が取り付けけた家屋の附帯設備の課税

家屋の所有者以外の者(テナント事業者等)が事業をするために取り付けけた家屋の附帯設備(内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等)は、償却資産としてその設備を取り付けけたテナント事業者等に課税されるため、申告が必要となります。(地方税法第 343条第10項、西脇市税条例第54条第8項)

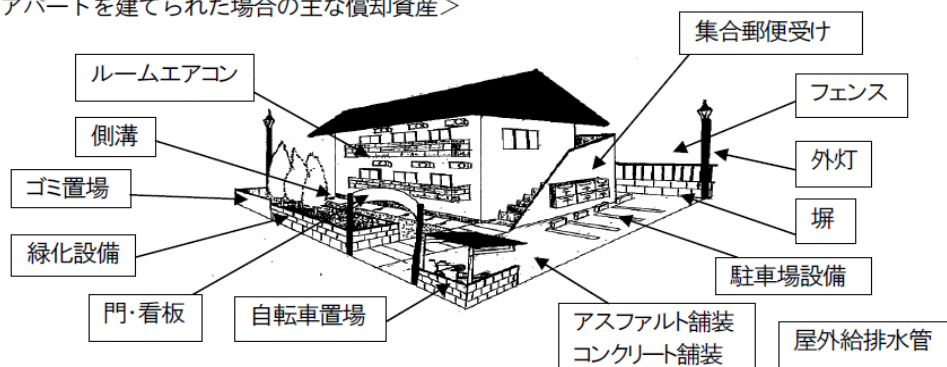
附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分

取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者 (不動産賃貸業)	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 (不動産賃貸業)
家屋所有者 (不動産賃貸業)	受変電設備	償却資産	家屋所有者 (不動産賃貸業)
テナント事業者等	看板、内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者等

8 申告漏れの多い償却資産

- (1) 基礎のないプレハブ倉庫等の建物
- (2) 受変電設備、屋外照明設備、屋外給排水配管等の建物附属設備
- (3) 事業用家屋に附属するアスファルト舗装、駐車場、外構工事、擁壁、側溝等の構築物
- (4) 賃借人(テナント)等が取り付けけた内装・内部造作及び建築設備等
- (5) 大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09及び 000～ 099」、「9、90～99及び 900～ 999」の車両)、その他自動車税や軽自動車税の対象とならない車両
- (6) 取得価額30万円未満で全額損金算入した少額減価償却資産(租税特別措置法)

<例：賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産>



9 非課税・減免・課税標準の特例について

(1) 非課税

一定の条件を満たす償却資産については、地方税法第 348条の規定により、非課税となります。適用を受ける場合は、『固定資産税・都市計画税非課税申告書』をご提出ください。

(2) 減免

西脇市税条例第71条及び西脇市税条例施行規則第12条の規定により、減免となるものがあります。減免の適用を受ける場合は、各納期限7日前までに『減免申請書』をご提出ください。

(3) 課税標準の特例

一定の要件を満たす償却資産については、地方税法第 349条の3及び同法附則第15条の規定により、課税標準の特例が適用されます。特例の適用を受ける場合は、申告書の備考欄に適用条項を記載の上、提出書類を添付して申告してください。

10 わがまち特例

平成 24 年度税制改正により、「地方決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」が導入されました。このことを受け、「わがまち特例」の対象となる下記の資産について、西脇市税条例により課税標準の特例割合を定めています。

【特例適用資産／特定再生可能エネルギー発電設備(取得期間:R2. 4. 1～R6. 3. 31)】

対象資産		適用条項	特例率・期間	提出書類
太陽光	1,000kw未満のもの	法附則第15条 第25項第1号イ	2/3 3年間	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
	1,000kw以上のもの	法附則第15条 第25項第2号イ	3/4 3年間	
風力	20kw未満のもの	法附則第15条 第25項第2号ロ	3/4 3年間	以下のどちらか ・「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」の写し ・「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」の写し
	20kw以上のもの	法附則第15条 第25項第1号ロ	2/3 3年間	
水力	5,000kw未満のもの	法附則第15条 第25項第3号イ	1/2 3年間	
	5,000kw以上のもの	法附則第15条 第25項第2号ハ	3/4 3年間	
地熱	1,000kw未満のもの	法附則第15条 第25項第1号ハ	2/3 3年間	
	1,000kw以上のもの	法附則第15条 第25項第3号ロ	1/2 3年間	

対象資産		適用条項	特例率・期間	提出書類
バイオマス	10,000kw未満のもの	法附則第15条 第25項第3号ハ	1/2 3年間	以下のどちらか ・「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」の写し ・「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」の写し
	10,000kw以上 20,000kw未満のもの	法附則第15条 第25項第1号ニ	2/3 3年間	

【特例適用資産／特定再生可能エネルギー発電設備以外(一部抜粋)】

対象資産		適用条項	特例率・期間	提出書類
汚水又は 廃液の 処理施設	取得期間 R4. 4. 1～R6. 3. 31	法附則第15条 第2項第1号	1/2 期限なし	設置届出書の写し 事業許可書の写し等
	取得期間 H30. 4. 1～R4. 3. 31	旧法附則第15条 第2項第1号		
家庭的保育事業		法第349条の3 第27項	1/2 期限なし	事業の認可を受けたことを証する書類の写し
居宅訪問型保育事業		法第349条の3 第28項		
事業所内保育事業 (利用定員が5人以下のもの) ※ 6人以上の場合は非課税		法第349条の3 第29項		
企業主導型保育事業 (特定事業所内保育施設) 補助開始対象期間 H29. 4. 1～R6. 3. 31		法附則第15条 第32項	1/2 5年間	以下の全て ・児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、県知事に提出した届出書の写し ・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類(運営費補助の証明)の写し ・固定資産税減免申請書

11 中小事業者等が取得した先端設備等に係る特例

中小企業者等の方が、先端特例等導入計画に基づき新たに取得した一定の設備等について、固定資産税(償却資産)の課税標準額が軽減されます。

また、令和5年度税制改正に伴い、令和5年4月より固定資産税特例の対象設備や要件、特例内容が改正されました。そのため取得日により対象となる特例が異なりますのでご注意ください。

(1) 令和5年3月31日以前取得

【特例対象者等】

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産ではないこと ・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する一定の設備(事業用家屋以外) ・取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること(事業用家屋のみ) ※種類別の要件は下記参照
適用条項	法附則第64条
特例割合	ゼロ
特例期間	新規課税から3年度分
提出書類	なし 申告書の備考欄に、「法附則第64条による特例」と記載してください。
注意事項	先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。

【特例対象設備】

種類 要件	機械装置	測定工具・検査工具	器具・備品	建物附属設備
取得時期	平成30年6月6日～令和5年3月31日			
取得価額 (1台又は1基 当たり)	160万円以上	30万円以上		60万円以上
販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内

【拡充された特例対象設備】

種類 要件	構築物	事業用家屋
取得時期	令和2年4月30日～令和5年3月31日	
取得価額 (1式当たり)	120万円以上	120万円以上
販売開始時期	14年以内	—

(2) 令和5年4月1日以降取得

【特例対象者等】

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備の要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産ではないこと ・年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された一定の設備 ※種類別の要件は下記参照
適用条項	法附則第15条第45項
提出書類	なし 申告書の備考欄に、「法附則第15条第45項による特例」と記載してください。
注意事項	<u>先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。</u>

【特例対象設備】

種類 要件	機械装置	測定工具・検査工具	器具・備品	建物附属設備 (家屋と一体となつて効用を果たすものを除く)
取得時期	令和5年4月1日～令和7年3月31日			
取得価額 (1台又は1基当たり)	160万円以上	30万円以上		60万円以上

【特例適用期間及び特例割合】

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

12 償却資産の評価と課税のしくみ

(1) 納税義務者

令和6年1月1日現在の償却資産の所有者が、令和6年度の納税義務者です。

(2) 納税通知書の交付

5月中旬に納税通知書を交付し、固定資産税額等の決定をお知らせします。

(3) 納期

5月、7月、12月、2月の年4回の納期で納めていただきます。

(4) 評価額の算出方法

固定資産評価基準に基づき、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基礎とした評価額を一品ごとに算出します。算出のための計算式は次のとおりです。

資産の取得年	評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
前年前に取得した資産	前年度の評価額 × (1 - 減価率)

※ 上記の計算式により算出した評価額が取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%の額を評価額とします。

◇耐用年数に応ずる減価残存率表◇

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)
—				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953

24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

(5) 固定資産税額の算出方法

固定資産税額は、次の計算式で算出します。

課税標準額とは、西脇市内に所有されている全ての資産の評価額を合計した額です。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

* 全資産の課税標準額の合計額が 150万円未満の場合は、課税されません。

(6) 固定資産税額の計算例(概算)

具体的な税額の計算例は次のとおりです。

資産名称	耐用年数	取得年月	取得価額	減価率	令和6年度 評価額 計算式	合計
塀	15	令和5年 5月	3,000,000円	0.142	$3,000,000 \times (1 - 0.142 / 2) =$ $3,000,000 \times 0.929 = \boxed{2,787,000\text{円}}$	2,787,000+ 1,794,000+ 572,040= 5,153,040円 (令和6年度評 価額の合計)
舗装路面	10	令和5年 5月	2,000,000円	0.206	$2,000,000 \times (1 - 0.206 / 2) =$ $2,000,000 \times 0.897 = \boxed{1,794,000\text{円}}$	
エアコン	6	令和4年 7月	1,000,000円	0.319	$1,000,000 \times (1 - 0.319 / 2) =$ 840,000円(令和5年度評価額) $840,000\text{円} \times (1 - 0.319) = \boxed{572,040\text{円}}$ (令和6年度評価額)	



課税標準の特例を受ける資産がない場合、評価額の合計 = 課税標準額 となります。



千円未満を切り捨て、税率(1.4%)をかけます。 $5,153,000\text{円} \times 1.4\% = 72,142\text{円}$



百円未満を切り捨てた額が税額となります。 $72,142\text{円} \Rightarrow \mathbf{72,100\text{円}}$

※ 課税標準の特例(9~12ページを参照)の適用を受ける資産がある場合の課税標準額は、該当する資産の評価額に特例率を乗じて得た額となります。

13 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載と本人確認について

(1) マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

申告書記入例をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法

人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

(2) 本人確認資料の添付について(法人を除く)

マイナンバー(個人番号)を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認と身元確認)が必要であるため、下記をご参照の上、窓口にて本人確認ができる書類の提示又は写しの添付をお願いします(郵送の場合は、写しを添付してください)。
 ※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認は不要です。

① 本人による申告書提出の場合

番号確認資料	身元確認資料
下記のうちいずれか一つ ・通知カード ・個人番号カード(裏面) ・住民票(個人番号が記載されたもの)等	下記のうちいずれか一つ ・運転免許証等の顔写真付身分証明書 ・個人番号カード(表面) ・市が送付した印字済みの申告書等

② 代理人による申告書提出の場合

本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
下記のうちいずれか一つ ・本人の通知カード ・本人の個人番号カード(裏面) ・本人の住民票(本人の個人番号が記載されたもの)等	下記のうちいずれか一つ ・代理人の運転免許証 ・代理人の個人番号カード(表面) ・代理人の税理士証票等	下記のうちいずれか一つ ・委任状(原本) ・税務代理権限証書 ・市が送付した印字済みの申告書等

③ 電子申告(eLTAX)で申告する場合

電子申告により申告する場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

(3) その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。